

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 事業年度の考え方

新規の計画申請日を含む事業年度

※令和5年4月1日以降に開始するものに限る。

又は

新規の計画申請日を含む事業年度の翌事業年度

の給与を

新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度

より、1. 5%増加させる方針を表明する必要があります。

【例① 決算期が3月で、令和5年5月に新規の計画申請をした場合】



⇒令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31) 又は令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31) と 令和4年度 (R4.4.1～R5.3.31) を比較する。

【例② 決算期が9月で、令和5年5月に新規の計画申請をした場合】



⇒令和5年度 (R5.10.1～R6.9.30) と 令和3年度 (R3.10.1～R4.10.1) を比較する。

※令和4年度 (R4.10.1～R5.9.30) は**新規の計画申請日**を含む、令和5年4月1日以前に開始する年度なので、比較対象になりません。